

別記第1号の3様式（第5条関係）

計画認定申請

手数料額計算書

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による申請）

- 1 申請の対象とする範囲  建築物全体  
 （申請の該当する□にレを記入）  建築物の一部（住戸の部分）  
 建築物の一部（非住宅部分）
- 2 計画の評価方法 非住宅部分：  
 （該当する□にレを記入）  モデル建物法  標準入力法等

3 手数料額の計算

申請の種類（申請の該当する□にレを記入）		適合証等がある場合	適合証等がない場合
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅の申請の場合	床面積	m <sup>2</sup>	円
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅以外の建築物の住戸ごとの申請の場合	住戸の床面積の合計	m <sup>2</sup>	円
<input type="checkbox"/> 一の建築物の申請の場合（住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入）	住宅部分の床面積の合計	(a)	(A)
	<input type="checkbox"/> 共用部分の床面積を除く	m <sup>2</sup>	円
	非住宅部分の床面積の合計	(b)	(B)
	合計	m <sup>2</sup>	(a) + (b) 円 (A) + (B) 円

合計 \_\_\_\_\_ 円

（注意）

- 1 手数料の額は、東京都台東区手数料条例別表第2の4建築の部60の項を指す。
- 2 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都台東区手数料条例に定める額を加える。
- 3 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。